

板橋区産業融資申込みの手引き（申込～斡旋）

1	申込み方法について	2
2	必要書類について	2
3	よくある質問	3
	（1）事業開始から2年経っていない事業者の場合、納税関係書類や確定申告・決算書一式は1期分でもいいですか	3
	（2）個人事業主から法人成りした場合はどのような書類が必要ですか	3
	（3）区外在住で、板橋区内に事業所がある個人事業主の場合、どの納税確認書類を出せばいいですか	3
	（4）住民税を分割納付しています。融資の申込はできますか	4
	（5）住民税等を口座引落としにしているため、領収書がありません。どうすればいいですか	4
	（6）法人住民税の納税確認書類は何を提出すればいいですか	4
	（7）賃貸物件の改修工事を行いたいのですが、その物件の一部に事業主本人も住んでいます。融資の対象になりますか	4
	（8）最近板橋区に本店登記（事業所）を移しました。必要書類はありますか	4
4	注意事項	5
	（1）利用要件：本店登記及び活動実態（本社機能）が区内にある方について	5
	（2）借換制度ご利用の場合	5
	（3）小口制度ご利用の場合	5
	（4）あっせん書の有効期間について	6
	（5）東京都中小企業制度融資（信用保証料補助）の併用について	6

1 申込み方法について

必要書類をすべてそろえて、産業振興課窓口までお越しください。

※**郵送での申請はできません。**

※金融機関担当者による代理申請の場合、**委任状は不要**です。

※午後 5 時までに申請書類の審査が終わるようにお持ちください。午後 5 時までに審査が終わらない場合は、次の開庁日に再度お越しいただくことになります。また、混雑状況によっては、お待ちいただいても受付が出来ない場合があります。
なお、書類のお預かりはいたしません。

「創業支援融資」「事業資金融資 経営改善特例」「小口資金融資 経営改善特例」「事業承継資金融資」「持続成長支援融資」をご利用の場合は、事前に中小企業診断士との面談が必要なため、金融機関担当者による代理申請はできません。

2 必要書類について

「板橋区産業融資のご案内」9 ページをご確認ください。

※法人事業概況説明書、許認可書・届出書等などの不足が多くみられます。

書類が 1 つでも不足している場合、受付が出来ないことがあります。事前によくご確認の上、お越しください。

※融資の種類、使途によって必要な書類が異なります。

(例：・ものづくり設備資金融資の場合)

対象業種を営んでいることを証明する書類、設備投資計画書（東京都様式）

・業務用車輛の購入として融資を申し込む場合

見積書等、別紙「車両購入計画書・按分計算書」

・賃貸物件の改修工事費用として融資を申し込む場合 ※P.4 の(7)を参照

(物件の一部に自己又は親族が居住している事業者のみ)

見積書、各床面積を確認できる書類、別紙「車両購入計画書・按分計算書」

3 よくある質問

(1) 事業開始から2年経っていない事業者の場合、納税関係書類や確定申告・決算書一式は1期分でもいいですか

1期分で構いません。

(2) 個人事業主から法人成りした場合はどのような書類が必要ですか

<法人成りして2年以上の場合>

直近2期分の確定申告・決算書一式および法人都民税納税証明書

<法人成りして1年以上2年未満の場合>

1期分の確定申告・決算書一式および法人都民税納税証明書のみ

※個人事業主時の書類は不要です。

<法人成りして1年経っておらず、確定申告書等がない場合>

個人事業主時の確定申告・決算書一式 2期分および事業主の住民税納税確認書類 2期分

あわせて、法人成りしたことがわかる書類（個人事業主の廃業届、法人設立届）

(3) 区外在住で、板橋区内に事業所がある個人事業主の場合、どの納税確認書類を出せばいいですか

板橋区に収めた住民税（事業所課税分）の納税確認書類が必要です。

（年間4,000円の課税。納税証明書は区役所本庁舎や区内各区民事務所で取得できます。）

事業主本人がお住まいの自治体の納税確認書類ではありませんのでご注意ください。

ただし、事業主がお住まいの自治体で非課税の場合は、板橋区でも非課税となるため、お住まいの自治体の非課税証明書で代用可能です。

板橋区から課税されていない場合は、課税の手続きをとり、納税の上、お申込みください。

事業所課税の手続き等の詳細につきましては、板橋区役所課税課（3579-2101）までお問い合わせください。

(4) 住民税を分割納付しています。融資の申込はできますか

分割納付している方は融資の申込はできません。

本来の納期（年間 4 回・6 月末、8 月末、10 月末、1 月末）までにお支払いいただいている方が融資の対象となります。

(5) 住民税等を口座引落としにしているため、領収書がありません。どうすればいいですか

通帳の「氏名がわかるページ」「引落とし日・金額がわかるページ」と、「納税額通知書」（写し）をお持ちください。すべてが揃わない場合は、納税証明書を取得してください。

(6) 法人都民税の納税確認書類は何を提出すればいいですか

納税証明書（原本）のご提出をお願いします（都税事務所にて取得できます）。

(7) 賃貸物件の改修工事を行いたいのですが、その物件の一部に事業主本人も住んでいます。融資の対象になりますか

事業主の居住部分を除いた賃貸部分が融資の対象となります。

外壁改修等の場合は、見積書の総額を床面積で按分し、本人居住分を除いた金額が上限額となります。

面積按分の計算式を記載した別紙「車両購入計画書・按分計算書」及び床面積がわかる資料（登記簿謄本のコピー等）をあわせてご持参ください。

(8) 最近板橋区に本店登記（事業所）を移しました。必要書類はありますか

納税確認書類は前住所地のものをご用意ください。都外から移転の法人の方は「法人道府県民税」の納税証明書をご用意ください（法人市町村民税ではありません）。

また、個人の方は主たる事業所を移した書類として、「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」（税務署の受付印のあるもの）をご用意ください。

4 注意事項

(1) 利用要件：本店登記及び活動実態（本社機能）が区内にある方について

板橋区においては、法人の場合、本店登記が区内にあるだけでなく活動実態があることが要件となっております。

この場合の活動実態とは本社機能があることであり、本店登記は板橋区内にあるが本社機能が区内にない場合、あっせんの申込みはできませんのでご注意ください。融資実行後に要件を満たさないことが判明した場合は、補助した金額を返還していただきます。

板橋区産業融資をご利用されたい中小法人様がいらっしゃいましたら、今一度確認をお願いいたします。

(2) 借換制度ご利用の場合

借換えの対象となる既往債務を管理している金融機関と申込者本人の連名での「借換同意及び誓約書」をご用意ください。特に異なる金融機関で借換える場合は、双方同意の上、お申込みください（区では、この「借換同意及び誓約書」の提出をもって双方の同意があるものとみなします）。

なお、申込時点で既往債務が申込金額を下回っている必要があります。

(3) 小口制度ご利用の場合

「小口資金融資」「小口資金融資 借換特例」のあっせんを受けた後に、保証協会の小口枠（全国統一保証制度限度額）超過が判明し、一般制度へ変更が必要となるケースが多々見受けられます。

小口資金融資をお申込みの際は、あらかじめ保証協会の残高をご確認いただき、申込時の申請額と、他の金融機関及び板橋区以外の制度融資も含めた利用残高の合計額が2,000万円を超えないことをご確認ください。確認後は産業融資申込書「融資種類 全国統一保証制度欄 保証協会保証残高」の記載欄に残高をご記入ください。

(4) あっせん書の有効期間について

あっせん書の有効期間は発行日から 30 日間です。この間に金融機関における融資実行の可否を決定してください。信用保証を必要とする場合は、この間に東京信用保証協会に保証申込をする必要があります。

※「保証の決定」および「融資の実行」は有効期間を過ぎても支障ありません。

<期間の延長>

事情によりあっせん書の有効期間を超過する場合は、「産業融資あっせん書有効期間延長申請書」の提出、区からの承認をもって、さらに 30 日間延長することができます。区が発行する承認書を添付して、東京信用保証協会に保証申込みをしてください。

なお、延長申請書は必ず当初の有効期間内に提出をしてください。

(5) 東京都中小企業制度融資（信用保証料補助）の併用 について

板橋区産業融資と東京都中小企業制度融資ではそれぞれ上限利率を設定させていただいております。そのため、併用利用される場合はそれぞれの制度の利率を満たすものが上限利率となります。**一方を超える利率での設定の場合、併用での利用はできませんのでご注意ください。**

区産業融資の貸付利率が都制度融資の設定する利率を超えた場合、東京都から保証料補助を受けることができません。

区の利子補給と都の信用保証料補助を受ける場合は、融資実行時に、区と都の利率を必ずご確認ください。利率の設定をお願いいたします。